



厚生労働省茨城労働局発表  
平成20年11月26日

担 当	職業安定部職業対策課 課長 茅根 仁始 高齢者対策担当官
	皆藤 明 電話 029(224)6219

## 高齢者に対する雇用支援対策を拡充

### 一 補正予算成立により65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援を実施 一

平成20年10月16日の補正予算成立を受け、厚生労働省では「高齢者の就労支援対策」として、65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援を行います。

具体的な支援策としては、

- 1 65歳以上の高齢者を新たに雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金<sup>(注1)</sup>の拡充。
- 2 65歳以上の高齢者を試行的に雇い入れる事業主に対する試行雇用奨励金<sup>(注2)</sup>の拡充

(注1) 現行制度－ハローワーク等の紹介により、高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者など、就職が特に困難な方を、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、賃金の一部が支給される制度。

(注2) 現行制度－常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な、45歳以上65歳未満の中高齢者や障害者等の求職者を、ハローワークの紹介により、一定期間(原則3か月)試行的に雇用する場合に、事業主に対し奨励金が支給される制度。通称「トライアル雇用奨励金」

なお、この支援策の実施にあたっては政令、省令等が改正され次第施行されることになります。

## 65歳までの高年齢者雇用確保措置は着実に進展

### 一 県内企業における高年齢者の雇用に関する状況 一

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、事業主は平成22年3月31日までに、定年の引上げ等の義務年齢が63歳(平成25年4月までに段階的に65歳)とされているところですが、県内企業における高年齢者の雇用に関する状況(51人以上企業で平成20年6月1日現在)は次のとおりです。

## 《ポイント》

### 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

～65歳以上（法の義務化スケジュールより前倒し）としている企業は81.6%  
と前年比2.6ポイントの増加～

	65歳以上	63～64歳	合計
企業数	1,130 (1,003)	254 (267)	1,384 (1,270)
比率 (%)	81.6 (79.0)	18.4 (21.0)	100.0 (100.0)

※（ ）は平成19年。

～大企業のほとんどが法の義務化の高年齢者雇用確保措置を実施、

中小企業でも96%超～

○ 平成20年6月1日現在、51人以上規模の企業のうち、高年齢者雇用確保措置（定年の定め廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入）<sup>(参考)</sup>の実施企業の割合は、97.1%と前年比3.2ポイント増加。

うち、51～300人の中小企業は96.8%（前年比3.8ポイント増）。

301人以上の大企業は99.4%（前年比0.6ポイント減）。

○ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は44.8%（前年比2.6ポイント増）。

○ 70歳までの雇用確保措置を実施した企業の割合は12.7%（前年比0.3ポイント増）。

### 2 平成18年以降の高年齢労働者の動向

～高年齢者の常用労働者数が大幅に増加～

○ 雇用確保措置の状況は法施行時の平成18年に比較して、

・ 60～64歳の常用労働者数は8,856人から14,259人に増加（61.0%増）。

・ 65歳以上の常用労働者数は2,884人から4,767人に増加（65.3%増）。

※ 平成19年と比較すると

・ 60～64歳の常用労働者数は11,783人から14,259人に増加

（21.0%増）

・ 65歳以上の常用労働者数は3,829人から4,767人に増加（24.5%増）。

～定年到達者のうち継続雇用される者が大幅に増加～

○ 雇用確保措置の状況は平成18年に比較して、定年到達予定者のうち継続して雇用される予定者の数（割合）は2,739人（70.6%）から3,601人（77.2%）となり、862人増加（6.6ポイント増）。

（参考）

○法第9条第1項

事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定め廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入（「高年齢者雇用確保措置」）のいずれかの措置を講じなければならない。なお、定年の引き上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、平成25年4月までに段階的に引き上げる。（現在は、63歳）

平成19年4月1日～平成22年3月31日	: 63歳
平成22年4月1日～平成25年3月31日	: 64歳
平成25年4月1日以降	: 65歳

# 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

## (1) 全体の状況

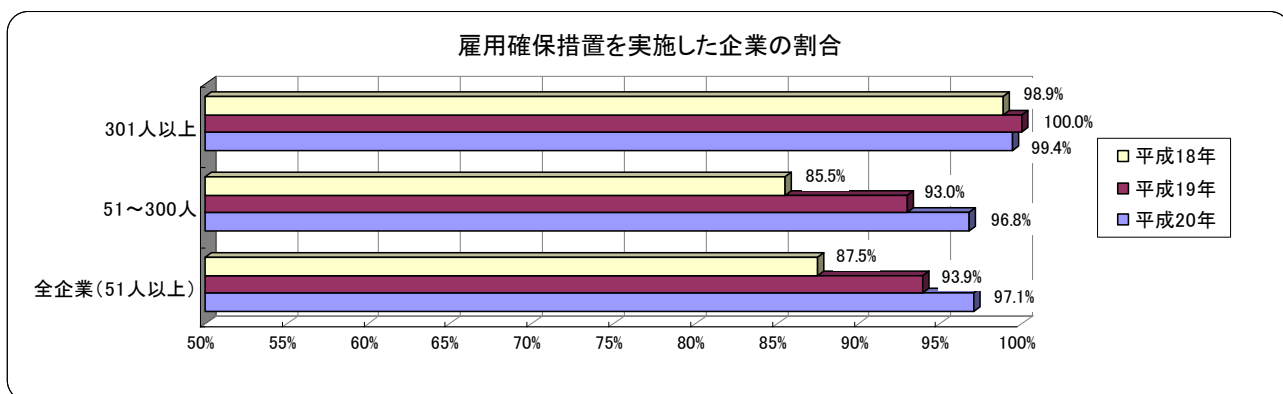
高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は97.1%（1,384社）、前年比3.2ポイントの増加となっている。

一方、雇用確保措置が未実施である企業の割合は2.9%（41社）、前年比3.2ポイントの減少となっている。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している。（別紙表1）

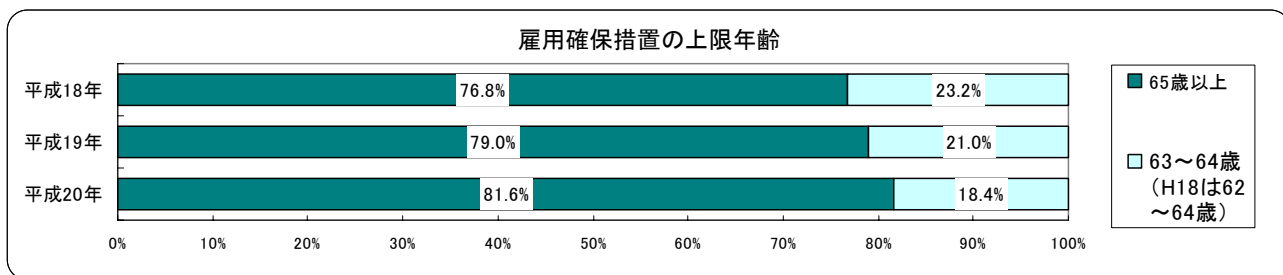
## (2) 企業規模別の状況

実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.4%（174社、前年比0.6ポイントの減少）、中小企業では96.8%（1,210社、前年比3.8ポイントの増加）となっている。大企業のほとんどが雇用確保措置を実施するとともに、中小企業においても雇用確保措置は着実に進展している。（別紙表1）



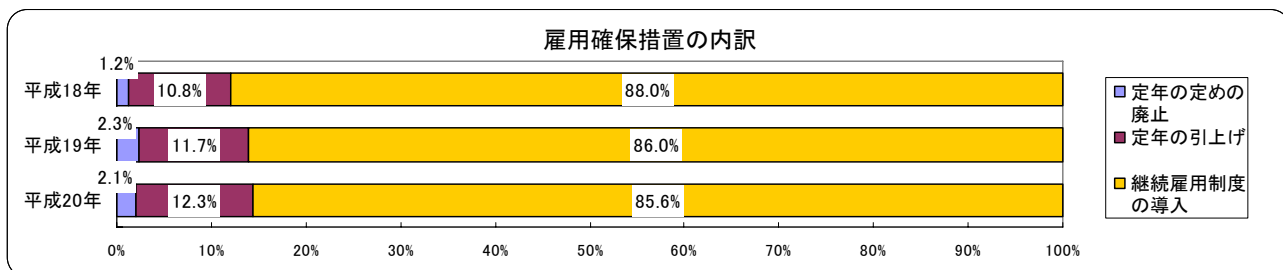
## (3) 雇用確保措置の上限年齢

上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である63歳又は64歳とした企業は18.4%（254社）となり、法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は81.6%（1,130社）と前年比2.6ポイントの増加となっている。（別紙表3-1）



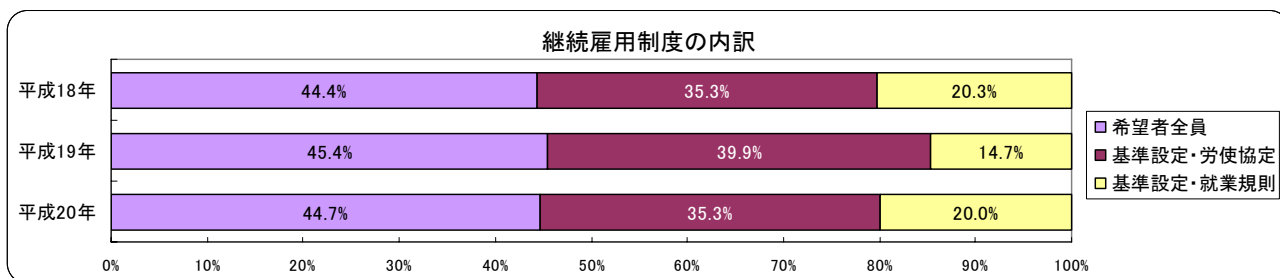
## (4) 雇用確保措置の内訳

実施済企業のうち、「定年の定め廃止」の措置を講じた企業は2.1%（29社）、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は12.3%（170社）、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は85.6%（1,185社）となっている。（別紙表3-2）



## (5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業（1,185社）のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は44.7%（530社）、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は35.3%（418社）、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は20.0%（237社）となっている。（別紙表3-3）



## (6) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

全企業中、希望者全員が65歳以上まで働ける企業（定年の定め廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施）の割合は44.8%（638社）と前年比2.6ポイントの増加となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では47.3%（前年比2.6ポイント増加）、大企業では26.9%（前年比0.9ポイント増加）となっている。（別紙表4）

## (7) 「70歳までの雇用確保措置を実施した企業」の割合

「70歳まで働ける企業」（定年の定め廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上・基準該当者70歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施）の全企業中の割合は12.7%（181社）と前年比0.3ポイントの増加となっている。

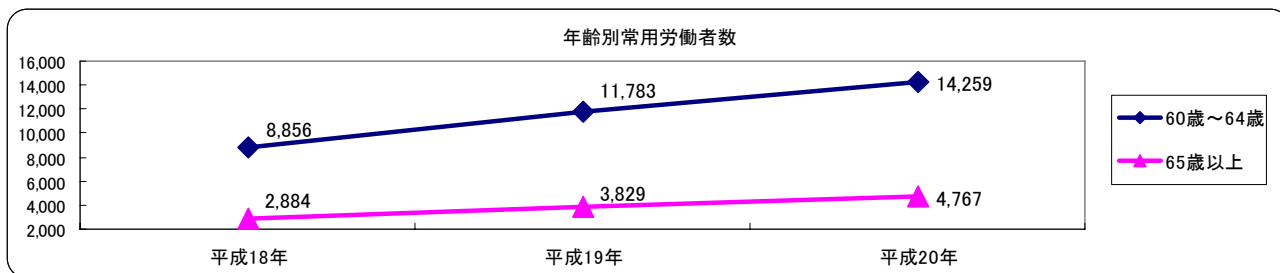
企業規模別に見ると、中小企業では13.6%（前年比0.4ポイント増加）、大企業では6.3%（前年比1.0ポイント減少）となっている。（別紙表5）

## 2 平成18年以降の高年齢労働者の動向

### (1) 常用労働者数の推移

雇用確保措置の状況は平成18年に比較して、

- ・ 60歳～64歳の常用労働者数は8,856人から14,259人に5,403人、61.0%増加している。
- ・ 65歳以上の常用労働者数も2,884人から4,767人に1,883人、65.3%と、大幅に増加している。（別紙表6）



## (2) 定年到達予定者に占める継続雇用予定者の状況

雇用確保措置の状況は平成18年と比較して、定年到達予定者のうち継続雇用される予定者の占める数（割合）は2,739人（70.6%）から3,601人（77.2%）と862人、6.6ポイントの増加となっている。（別紙表7）

## 3 今後の取組

### (1) 65歳までの雇用確保措置の確実な実施

#### ① 雇用確保措置未実施企業に対する指導の実施

本年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告によると、51人以上の規模の企業における雇用確保措置は着実に進展しているものの、未実施企業があることから、引き続き、茨城労働局や県内各ハローワーク幹部等による個別指導を実施し、早期解消を図る。また、今後は、さらに50人以下規模の企業に対し、重点的に集団指導や個別指導を行うとともに、雇用確保措置の導入に向けた取組を行う事業主団体に対する奨励金の活用促進等を通じ、雇用確保措置の実施を図る。

#### ② 雇用確保措置の充実

上記の雇用確保措置の実施に係る指導に加えて、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善等を通じ、希望者全員の65歳までの継続雇用、定年の引上げ、定年の定め廃止といった雇用確保措置の充実に取り組んでいくよう、積極的に働きかけを行う。

### (2) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、近い将来における労働力人口の減少、団塊世代の60歳台定年年齢への到達等を踏まえ、高年齢者が意欲と能力のある限りいくつになっても働ける社会の実現に向け、事業主団体等による70歳までの高年齢者の一層の雇用に向けた取組の支援、70歳以上の定年への引上げ等に係る「定年引上げ等奨励金」の積極的な活用についての企業への働きかけ等により、「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

	①実施済	②未実施	①+②合計
51～300人	1,210 (1,093)	40 (82)	1,250 (1,175)
	96.8% (93.0%)	3.2% (7.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	174 (177)	1 (0)	175 (177)
	99.4% (100%)	0.6% (0.0%)	100.0% (100.0%)
企業数	1,384 (1,270)	41 (82)	1,425 (1,352)
	97.1% (93.9%)	2.9% (6.1%)	100.0% (100.0%)

(注)( )内は、平成19年6月1日現在の数値。表1～5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

		①実施済企業割合	②未実施企業割合
規模別	51～100人	95.5% (90.3%)	4.5% (9.7%)
	101～300人	98.4% (96.4%)	1.6% (3.6%)
	301～500人	98.9% (100%)	1.1% (0%)
	501～1000人	100% (100%)	0% (0%)
	1,001人以上	100% (100%)	0% (0%)
	合計	97.1% (93.9%)	2.9% (6.1%)
産業別	農、林、漁業	75.0% (66.7%)	25.0% (33.3%)
	鉱業	100% (100%)	0% (0%)
	建設業	91.7% (85.7%)	8.3% (14.3%)
	製造業	98.2% (96.0%)	1.8% (4.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100% (100%)	0% (0%)
	情報通信業	97.4% (87.9%)	2.6% (12.1%)
	運輸業	94.5% (95.0%)	5.5% (5.0%)
	卸売・小売業	97.1% (94.2%)	2.9% (5.8%)
	金融・保険業	100% (100%)	0.0% (0.0%)
	不動産業	75.0% (75.0%)	25.0% (25.0%)
	飲食店、宿泊業	100% (94.4%)	0.0% (5.6%)
	医療、福祉	97.5% (93.3%)	2.5% (6.7%)
	教育、学習支援業	100% (92.3%)	0.0% (7.7%)
	複合サービス事業	96.4% (92.6%)	3.6% (7.4%)
	その他のサービス業	97.4% (92.5%)	2.6% (7.5%)
	公務・その他	100% (0%)	0.0% (0.0%)
合計	97.1% (93.9%)	2.9% (6.1%)	

## 表3 雇用確保措置実施企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置の上限年齢

	①65歳以上 (含定年制なし)	②63~64歳	①+②合計
企業数	1,130 (1,003)	254 (267)	1,384 (1,270)
比率	81.6% (79.0%)	18.4% (21.0%)	100.0% (100.0%)

表3-2 雇用確保措置の内訳

	①定年の定め の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度 の導入	①+②+③合計
企業数	29 (29)	170 (149)	1,185 (1,092)	1,384 (1,270)
比率	2.1% (2.3%)	12.3% (11.7%)	85.6% (86.0%)	100.0% (100.0%)

表3-3 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員	②基準該当者		①+②合計
企業数	530 (496)	655 (596)		1,185 (1,092)
		労使協定	就業規則(等)	
		418 (436)	237 (160)	
比率	44.7% (45.4%)	35.3% (39.9%)	20.0% (14.7%)	100.0% (100.0%)

**表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合**

	定年の定めの廃止	65歳以上定年	希望者全員	合計	報告した すべての企業
			65歳以上継続雇 用		
企業計	29 (29)	138 (121)	471 (421)	638 (571)	1,425 (1,352)
	2.0 % (2.1%)	9.7 % (8.9%)	33.1 % (31.1%)	44.8 % (42.2%)	100.0% (100.0%)
中小企業 (51～300人)	28 (29)	130 (110)	433 (386)	591 (525)	1,250 (1,175)
	2.2 % (2.5%)	10.4 % (9.4%)	34.6 % (32.9%)	47.3 % (44.7%)	100.0% (100.0%)
大企業 (301人～)	1 (0)	8 (11)	38 (35)	47 (46)	175 (177)
	0.6 % (0.0%)	4.6 % (6.2%)	21.7 % (19.8%)	26.9 % (26.0%)	100.0% (100.0%)

**表5 70歳までの雇用確保措置を実施した企業の割合**

	定年の定めの廃止	70歳以上定年	継続雇用		合計	報告した すべての企業
			希望者全員	基準該当者		
			70歳以上	70歳以上		
企業計	29 (29)	6 (1)	36 (30)	110 (108)	181 (168)	1,425 (1,352)
	2.0 % (2.1%)	0.4 % (0.1%)	2.5 % (2.2%)	7.7 % (8.0%)	12.7 % (12.4%)	100.0% (100.0%)
中小企業 (51～300人)	28 (29)	6 (1)	35 (28)	101 (97)	170 (155)	1,250 (1,175)
	2.2 % (2.5%)	0.5 % (0.1%)	2.8 % (2.4%)	8.1 % (8.3%)	13.6 % (13.2%)	100.0% (100.0%)
大企業 (301人～)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	9 (11)	11 (13)	175 (177)
	0.6 % (0.0%)	0.0 % (0.0%)	0.6 % (1.1%)	5.1 % (6.2%)	6.3 % (7.3%)	100.0% (100.0%)



**表6 年齢別常用労働者**

	年齢計	60歳～64歳	65歳以上
平成18年	255,033 人(100.0)	8,856 人(100.0)	2,884 人(100.0)
平成19年	276,478 人(108.4)	11,783 人(133.1)	3,829 人(132.8)
平成20年	277,671 人(108.9)	14,259 人(161.0)	4,767 人(165.3)

(注) ( )内は平成18年を100とした場合の比率

**表7 定年到達予定者等の状況**

	定年到達予定者	継続雇用予定者	定年による離職予定者	基準に該当しないことによる離職予定者
平成18年	3,882 人(100.0%)	2,739 人(70.6%)	1,098 人(28.3%)	45 人(1.2%)
平成19年	4,781 人(100.0%)	3,775 人(79.0%)	956 人(20.0%)	47 人(1.0%)
平成20年	4,664 人(100.0%)	3,601 人(77.2%)	934 人(20.0%)	61 人(1.3%)